

# 法務局から地図作成についてのお知らせ

前橋地方法務局

前橋地方法務局では、高崎市並榎町、上並榎町及び飯塚町の各一部の地域を対象として、各土地の境界について現地復元性のある精度の高い地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することになりました。

つきましては、本作業の目的等を御理解いただき、御協力を賜りますようお願いいたします。

1 事業名

登記所備付地図作成作業（不動産登記法第14条第1項地図作成作業）

2 作業対象地域

高崎市並榎町、上並榎町及び飯塚町の各一部

3 計画機関

前橋地方法務局

4 作業機関

公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

5 作業期間

平成29年10月1日から平成31年3月31日まで

## お問合せ先

【平成30年1月4日から2月28日まで】

〒370-0047 高崎市高砂町48番地1 塚沢ビル4階

前橋地方法務局登記所備付地図作成作業現場事務所

電話番号 027-310-5981

（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分）

【平成30年3月から4月中旬頃まで】

〒371-8535 前橋市大手町二丁目3番1号 前橋地方合同庁舎4階

前橋地方法務局不動産登記部門

電話番号 027-221-4466（代表番号）

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分)

※ 平成30年4月中旬以降は、高崎市内に事務所を開設する予定ですので、連絡先等が確定次第、お知らせいたします。

### 地図作成のメリット

- 1 土地の境界が確定し、公共座標により位置を特定することが可能となりますので、境界紛争を未然に防止し、安心して土地を管理することができます。また、土地取引や不動産担保融資等についても円滑に行うことができます。
- 2 公共事業や防災に強い街づくり等の基盤的資料になります。
- 3 各土地の境界点を、「公共基準点」に基づく公共座標値により管理するため、災害等により土地の位置や区画が不明確となっても、境界を復元する（現地復元性の保持）ことが可能となり、迅速な災害復旧が可能となります。

参考：登記所備付地図作成作業の効果について（法務省）

(リンク先：[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00236.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00236.html))

### 作業対象地区

高崎市並榎町、上並榎町及び飯塚町の各一部（0.30km<sup>2</sup>）



赤枠内が作業対象地区です。

## 地図作成作業の概要

### 1 基準点設置作業（平成29年12月～平成30年2月）

測量の事前準備として、公共基準点を基に、地区内の道路等に4級基準点を設置します。

### 2 事前調査としての筆界点調査・現況測量（平成29年11月～平成30年3月）

対象地域の現在の状況を把握するため、土地所有者の確認、地番や地目、土地の利用状況、境界標の状況等を調査し、現況の測量を行います。

### 3 一筆地調査（平成30年5月～7月）

事前調査の結果を参考にして、法務局が保有する登記情報、地積測量図及び公図類と照合等を行い、全ての土地について、各所有者の方に立会いをしていただき、境界の確認を行います。

### 4 一筆地測量（平成30年6月～9月）

一筆地調査等で確認した境界点の距離や角度を上記1の基準点設置作業によって設置された基準点に基づき、測量します。

### 5 面積計算・地図作成（平成30年9月～11月）

境界の確認後、一筆ごとに座標法による面積計算を行い、正確な地図及び地積測量図を作成します。

### 6 縦覧・異議申出（平成30年12月中の3日間）

地図作成作業の結果を縦覧に供します。内容に異議等がある場合には、異議の申出をすることができます。

### 7 職権登記（平成31年2月～3月）

地図作成作業の成果として、法務局に地図及び地積測量図を備え付けます。

また、登記情報を変更する必要がある場合には、登記官が職権により変更登記を行います。